

用語解説

五十音順

ア行

○NPO

公益的な活動をしている民間非営利組織。
「non-profit-organization」の略称で、環境保全、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

○淡海林業塾(おうみりんぎょうじゅく)

林業後継者を中心として次代の林業の担い手を養成するための研修会。

○おうみ・森っこスクール

林業体験活動が、学校の総合学習の時間に積極的に実施されるよう、平成11年度から県の林務部局と小中学校が連携して実施している事業。

○奥山(奥山林)

日常的に人との関わりが薄く、人里や道路から離れた山奥に位置する森林であって、滋賀県においては、かつて炭焼きが行われた。長期間にわたり放置された状態であるが、原生的な自然環境が維持され、多種多様な動植物が生息している。里山の対語。

カ行

○皆伐(かいばつ)

主伐の一種で、林木を一時に全部または大部分伐採すること。伐採および跡地の造林の技術が簡単である反面、多面的機能の確保に注意する必要がある。

○拡大造林

天然林を伐採した跡地や原野に、人工造林を行うこと。

○間伐(かんばつ)

成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。

○禁伐(きんばつ)

樹木の伐採を禁止すること。

サ行

○再造林(さいぞうりん)

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

○作業道(さぎょうどう)

林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。

○里山(里山林)

人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出した

り、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻繁に手が入られるなど、人々の生活と深い関わり合いをもっている森林。生活様式の変化に伴って、放置による植生の遷移や竹の急激な侵入によって生態系の変化が問題になっている。

○滋賀県森林審議会

森林法に基づいて設置された県の附属機関。森林法その他法令による事項の処理や、森林法の施行に関する重要事項など、滋賀県の森林・林業の重要事項について審議する必要があるときに、知事の諮問に応じて開かれる。

○資源の循環利用

森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取り組みをいう。

○主伐(しゅばつ)

収穫のために樹木を伐採すること。

○針広混交林(しんこうこんこうりん)

針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。単純林の対語。

○人工造林

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法。

○人工林

人工造林によって造成された森林。

○薪炭林(しんたんりん)

薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。

○森林組合

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

○森林資源

天然資源の1つで、人類の生活に必要な物質。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源である。

○森林施業(しんりんせぎょう)

森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせ、目的に応じた森林の取り扱いをすること。

○森林ボランティア

森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下草刈りや間伐などを行うボランティア。

○専門調査会

滋賀県知事から諮問のあった「滋賀県の森林・林業のあり方について」を調査・研究するため、滋賀県森林審議会内に設置された組織。

夕行

○択伐(たくばつ)

主伐の一種で、林内の樹木の一部を抜き伐りすること。

○単層林(たんそうりん)

一度に植林された(スギ、ヒノキなどの)単純一斉林。

○地球温暖化

人間活動による二酸化炭素やメタンなどの放出量が増大し、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより起こる現象。

○治山(ちさん)

荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ること。公共事業として農林水産省が森林法に基づき治山事業を行っている。

○地勢(ちせい)

土地の形やようす。地形。

○長伐期林(ちょうばつきりん)

伐採年齢を通常の倍(40~60年→80~100年)に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

○天然更新(てんねんこうしん)

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の根株から発芽(萌芽)して成長する場合などがある。

○天然生林(てんねんせいりん)

災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自然に再生した森林。

○天然林(てんねんりん)

自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。

○土砂流出防備機能(どしゃりゅうしゅつぼうびきのう)

表土の流出を防ぐ機能をいう。

○土砂崩壊防備機能(どしゃほうかいぼうびきのう)

土砂崩れを防ぐ機能をいう。

八行

○フィトンチッド

フィトンとは植物、チッドとは殺すという意味で、植物が周囲の微生物から身を守るために発散しているもので、樹木からは多く出され、人間にとっては抗菌性や精神安定作用があり、森林浴の効用のひとつとされる。

○複層林(ふくそうりん)

数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。

○保安林(ほあんりん)

私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源かん養・土砂災害・生活環境の保全など特定の目的

をもって森林法に基づき指定する森林。

マ行

○松くい虫

森林害虫の一種。マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウという線虫のこと。アカマツなどに寄生してその樹皮下および材部を食害し枯死させる。

○緑サポーター

樹木の診断・治療などの補助作業を行い、みどりの保全活動を行う人。

○緑の少年団

次代を担う子ども達が、緑に関わる活動を通じて、心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体。

○民有林

国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。

ラ行

○流域

森林の諸機能が発揮される場であり、森林の整備・林業生産等を推進する上での合理的な地域範囲。

○林家(りんか)

所有山林が1ha以上の世帯。

○林業研究グループ

林業経営の改善および林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。

○林道

木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。

○林道密度

森林の単位面積(ha)当たりの林道延長。

○林産物(りんさんぶつ)

林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取(うるし)などの特用林産物などがある。

○齡級(れいきゅう)

森林の林齢を5カ年でひとくくりにしたもの。

例えば、林齢1~5年生までは1齡級、6~10年までは2齡級となる。

○路網整備(ろもうせいび)

森林施業をスムーズに行えるよう、適切な配置を考えて林道や作業道を開設すること。